

平成 23 年度第 10 回 税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 10 月 4 日（火）16 時 15 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は、復興・B型肝炎対策財源としての税制措置に関し、前回の会合以降の議論の状況につきまして報告をさせていただくとともに、前回の会合以降の東日本大震災の被災者等に係る税制上の特例措置の第 2 弾の内容につきまして報告を行うことといたします。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まずは、復興・B型肝炎対策財源としての税制措置に関し、前回の会合以降の議論の状況につきまして私から御報告を申し上げます。お手元の資料に沿って御説明いたしたいと思いますので、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

前回、9 月 16 日の税制調査会に作業チームから報告をさせていただいた、復興・B型肝炎対策のための税制措置の複数の選択肢については、税制調査会長である財務大臣から、税調での皆様からの御意見とともに、複数の選択肢を総理に御報告いただきました。その際、総理から、消費税については、社会保障・税の一体改革において社会保障財源にすることとされていることから、復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の対象から外すこと。償還期間については、10 年の案で検討することという 2 つの御指示をいただきました。こうした御指示を踏まえ、税調メンバーの皆様には事務的に修正した複数の選択肢をお届けしたところでございます。

その後、同案をベースに、民主党税制調査会において、連日、非常に精力的な御議論が行われ、9 月 27 日に政府案をベースとして、所得税、法人税、たばこ税を組み合わせつつ、実施時期等について調整を加えた案がとりまとめられました。また、党政政策調査会においては、歳出削減、税外収入等の確保について、更なる検討が行われたと承知をいたしております。そうした党での御議論を踏まえ、政府・与党において合意がとりまとめられました。それぞれの資料はお手元でございますので、御参照いただきたいと思います。

この案を基に与野党協議に進み、臨時国会での法案提出を目指して全力で取り組んでまいりたいと思います。なお、法案策定の前には時限的な税制措置の細目を規定した文書を策定し、税制調査会の皆様にも確認したいと考えております。その際にはよろしくお願いを申し上げます。

ここまでが私からの御報告でございます。

引き続き、東日本大震災の被災者等に係る税制上の特例措置の報告に入ります。

東日本大震災の被災者等に係る税制上の特例措置、いわゆる第2弾の特例措置につきましては、去る7月15日の当調査会において、検討状況について御報告させていただきましたが、その後、関係省庁との調整が済みましたので、その内容を三谷政務官、福田政務官から御報告申し上げます。

それでは、三谷政務官お願いいたします。

#### ○三谷財務大臣政務官

まず私から、東日本大震災への税制上の対応第2弾、国税分について説明をさせていただきます。お手元に3種類の資料、概要の5枚紙の資料3、詳細版の資料4、そして、参考資料(国税)の資料5を用意しております。時間の関係もございますので、概要資料の資料3に沿って、主な項目について簡潔に説明をさせていただきます。

まず、所得税につきまして、「1. 住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例」は、大震災で住宅を失った被災者が住宅の再取得等をした場合に、住宅ローン減税の控除率の引上げや借入限度額の拡充などの特例措置を講じるものです。

「2. 復興特別区域に係る税制上の特例措置」は、復興特別区域(仮称)において施行される都市計画事業等により土地などが買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用する等の特例措置を講じるものです。

1枚めくっていただきまして、「5. 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例」は、被災地における土地区画整理事業の実施に伴い生じる土地譲渡益課税について、特別控除や課税繰延べ等の特例措置を講じるものです。

そのほかにも、雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例措置などを講じます。

更に1枚めくっていただきまして、次に法人税につきまして、「1. 復興特別区域に係る税制上の特例措置」は、復興産業集積区域(仮称)において、

- (1) 法人が被災者を雇用する場合の税額控除
- (2) 法人が事業用設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- (3) 研究開発税制の特例等

といった措置を講じるものです。

そのほかにも、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却等の措置を講じます。

次に、資産税です。また1枚めくっていただきます。「1. 事業承継税制(相続税・贈与税)における事業継続要件等の緩和」は、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、認定会社が大震災により受けた被害の態様に応じ、雇用の8割維持等の事業継続要件を緩和するなどの措置を講ずるものです。

「2. 被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例措置」は、住宅取得等資金に係る贈与税の特例措置、1,000万円までの非課税を被災者の方について拡充するものです。

そのほか、原発警戒区域内に所在する建物を建て替える場合や、被災した農地の代替農地を取得する場合に、被災者等が受ける登記に係る登録免許税を免税とする措置を講じます。

まためくっていただきまして、次に消費課税等です。「1. 被災二輪車等に係る自動車重量税の特例還付」と「2. 被災者の買換え二輪車等に係る自動車重量税の免税措置」は、被災により二輪車等を滅失などした場合に、自動車重量税の特例還付、買換え二輪車等に係る自動車重量税の免税措置を講ずるものです。

「3. 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例」は、大震災により甚大な被害を受けた中小零細な清酒製造者等に対して、酒税の軽減措置を講ずるものです。

また、「4. 大震災の被災者等に係る印紙税の非課税措置」は、第1弾で措置した「特別貸付けに係る印紙税の非課税措置」の対象範囲を拡充するなど、印紙税の各種の特例措置を講ずるものです。

残りの詳しい内容につきましては、詳細版の資料4をどうか御参照ください。

概要につき、説明をさせていただきました。私からの説明は以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

地方税について、福田政務官お願いします。

○福田総務大臣政務官

それでは、私の方から説明をさせていただきます。地方税におきましても国税と同様に資料を作成しておりますので、御説明いたします。資料6の「東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応（地方税）」を御覧ください。

1 ページから2 ページの個人住民税と、2 ページから3 ページの法人事業税・法人住民税については、先ほど国税の所得税、法人税で説明がありました項目と同様の措置を講ずるものでございます。

次に、ずっとめくっていただきまして、4 ページをお願いいたします。固定資産税・都市計画税でございます。「1. 津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等」及び「2. 警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等」は、津波被害、原発災害に対応して、平成23年度分に講じた特例措置について、平成24年度分の特例措置を講じるものです。

「3. 被災事業者用の仮施設整備事業に係る非課税措置」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、被災中小事業者用の仮設事業所などを取得した場合には、固定資産税及び都市計画税を非課税とするものです。

「4. 被災した一定の鉄道施設等の代替資産に係る特例」及び「5. 被災した特定地方交通線特例の対象資産の代替資産に係る特例」は、震災により滅失・損壊した鉄

道施設等を取等をした場合における課税標準の特例措置を設けるものであります。

「6. 津波避難施設に係る特例」及び次のページの「7. 津波対策に資する港湾施設等に係る特例」は、津波避難施設や津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を設けるものです。

次に、不動産取得税です。「1. 被災農地に代わる農地に係る特例」及び「2. 警戒区域内農地に代わる農地に係る特例」は、代替農地を取得した場合に、従前の農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じるものです。

最後のその他です。「1. 復興特別区域における課税免除又は不均一課税に伴う措置」は、復興特区における事業税、不動産取得税、または固定資産税の課税免除、または不均一課税に伴う地方団体の減収に対して、地方交付税により補填する措置を講じるものです。

説明は以上です。詳しい内容については、資料7の詳細版を参照いただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

今、お二人から御説明いただいた内容、その一番上のところに書いてありますけれども、◎を打ってあるものは、阪神・淡路大震災時にはなかった新設のものでございます。○のものは、阪神・淡路大震災時の対応を更に拡充したものでございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等があれば、どうぞ御自由に御発言ください。

どうぞ。

○石田内閣府副大臣

資料3の「東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応（国税）」の件ですが、その3ページ、法人税についてちょっとお尋ねをしたんですけども、ここに書かれてある内容で本当に雇用が生まれるか、それから、本当に企業が来てくれるだろうかということ、私もこれを読ませていただいて、正直、なかなか難しいのではないかなというふうな感じを持ったわけでありまして。財務大臣も、あるいは黄川田総務副大臣も、櫻井先生もそうですが、本当に被災地御出身の先生方は肌で感じておられるのではないかと。

それでなくても、被災地でなくても、今、法人が外へ出ようというふうな中で、この税率で、ああいうような状況の中で、5年という期間で本当に企業が来てくれるのか。企業が来てくれなければ雇用が生まれないのは当然のことでありまして、そういった意味から考えると、この法人税についても思い切った引下げとか、それから、指定期間の延長とか、そういったものをやはりもっと検討すべきではないか、私は被災地の石巻には2度ほど視察に行きまして痛切に感じたところでありまして、そういった配慮も考える必要があるのではないかと申し上げさせていただきました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

どうぞ。

○末松内閣総理大臣補佐官

私も宮城県の復興対策本部長を数か月やったんですけれども、そこで今、石田先生と全く同じ感触を持ちまして、現地は本当にただでさえ津波で、また津波が来るかもしれないという恐怖と、あと、福島ですと放射能ということで、今、企業が誘致されるのに非常に厳しい環境がございますので、そこはやはり、企業にかなり魅力的だと思われるような、例えば10年間とか5年間の法人税ゼロとか、ある意味では思い切った措置をやっていく、検討する必要があるのではないかと、改めて言わせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

大臣、どうぞ。

○安住財務大臣

この特別控除は控除としてあってしかるべきだと思いますが、今のお二方のお考えというのは実は私も大変共鳴するところはありまして、メリハリをもうちょっと効かせられないだろうか。それから、私も住んでいて、被災議員としてちょっと心苦しいところは確かにあるんですけれども、やはりもう少しインセンティブを与えられるということは、税制の面からもサポートするといいますか、そういう点ではもうちょっと思い切った案も考えてもいいのかなとは思っております。

しかし、全体の税とのバランスがありますので、五十嵐副大臣には少しお願いをしまして、更に特段の工夫、今、御指摘のありましたような思い切った案が、実際に津波で被災を受けて企業誘致等が難しいところに対するインセンティブとして何かないかということで、今、是非検討していただきたいということを申し上げておりますので、今度の国会にできるだけ間に合わせるような形になればベストでございますが、特段の工夫と知恵で新しい案というものを提案できれば、この場に提案を次のときにも出したいなと思っております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○古川国家戦略担当大臣

今、財務大臣からお話がありましたが、これは、私は昨年、成長戦略を担当していたときに、特区は新しい日本の経済構造をつくっていく上で、特区的に今までの様々な税制や規制を外していく。ですから、ノータックス・ノーレギュレーションを原則で考えてもらいたいということで、その中で特区法案もできて、残念ながらそこには至らなかったんですが、それでも今までの特区に比べれば相当な深掘りはできたと思います。

しかし、そのこのところに今回震災が起きて、まさに新成長戦略も今回の震災を受けて、もう一度、再強化をしていかなければいけない。そして、年末に向けて日本再生のための再生戦略を立てるということになっています。そういう意味でも、この特区の在り方についても、もう一度、私が前の成長戦略のときに申し上げたノータックス・ノーレギュレーションという、まず考え方のベースはそこにあって、どこまでそこに近づいていけるか。そういう形で、是非、考えていくということが大事ではないかと思しますので、財務大臣におかれては、まさにこれは被災地の復興と同時に、この復興を通じて日本の再生につなげていくということもありますので、是非そうした面での御配慮をお願いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○牧野経済産業副大臣

経済産業の方の立場から一言お願いさせていただきますが、今日のこの会議は東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応ということになっていますけれども、先ほど、ほかの委員からも話がありましたが、この大震災が来る前から日本経済は大変な状況になっているわけです。私もあちらこちらの皆さんとお会いすると、空洞化、それから、日本から企業が本当に海外へ抜けていく大変な状況になっていますので、これはこれとしてお伺いしておきますが、抜本的に日本の経済をどう立て直していくかということについての税制をもう一度ちゃんと考えて対応策を出してもらいたい。そのことをお願いしておきます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○櫻井民主党政調会長代理

これは、例えばバイクを買ったときに何か免除していただくとか、いろいろ制度が追加されていますが、これは遡及して適用になるのでしょうか。拡充されている分について、それがどうなのかということについてが1点。

遡及するんですね。

○五十嵐財務副大臣

はい。

○櫻井民主党政調会長代理

そうすると、遡及するとき、例えば領収書とか何かでも持っていないと、結局駄目なんだろうが、一応、遡及はしていただけるんですね。

それから、地方税についてですが、聞き落としているのかもしれませんが、これは結果的には地方が減収になりますね。この分は全部補填していただけるのでしょうか。

これは全部、補填してもらえるんですね。

○黄川田総務副大臣

そうです。

○櫻井民主党政調会長代理

もう一つ、固定資産税の減免等については、もう制度はあるんですが、たまたま昨日、仙台市と話をしたら、まだ十分に理解していないんです。それで、結果的に秋保温泉などの人たちと話をすると、大きいところは7,000万円から8,000万円ぐらいの固定資産税を払う。ここを減免してもらおうと非常に大きいという話があって、仙台市と話をした際に、制度を十分に理解していなかった。それから、あるところは、結構、温泉の中でも利益を出しているところもあれば、そうでないところもあって、多分、区分けして減免措置をせざるを得ないようなところがあるのではないかと思っているんです。

何を申し上げたいのかといいますと、国としてはもう制度があるにもかかわらず、あとは運用の部分で使ったり、使われなかったりするという可能性がゼロではないのではないかという感じがいたしました。1つお願いは、まず、こういう制度があるんですということを、でき得る限り、恩恵を受けられる現場の方々にきちんと伝えていただきたいということと、それから、国としては今のように補填するんだから、なるべくそういう制度をちゃんと使ってくださいということを、もう一つは今度、地方自治体に対してきちんと行っていく。そうではないと、せっかく国で準備をしても、我々は何もしていないと、批判だけ受けているので、その点について、是非、御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

両大臣をはじめ、何人かの委員から御要望が出された件については、今、検討させていただいておりますので、各省庁間の調整も済んでおりますので、これはこれとして、どこまでできるかは、また検討させていただきたいと思っております。

税全体のバランスと、そして、被災地の復興、被災地の雇用の増大を図る。また、それを成長戦略につなげるという観点から、どこまで政策目的を果たすために深掘りをするかということとのバランスが必要でございますので、もう少し検討させていただきたいと思っております。

いかがでございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、御報告をさせていただいた内容に基づいて、法案化に向けて作業を進めてまいりますので、委員の皆様におかれましては御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

次回の日程については、追って事務的に御連絡いたします。

なお、記者会見は通例どおり、間もなく、この場所で行います。会見に参加されな

い方は、速やかに御退室をお願いいたします。  
散会いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。